

18歳になると 選挙人名簿に 登録されます。

選挙人名簿は、投票を円滑に行うために、あらかじめ選挙人を登録しておく台帳です。選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていない場合は投票することはできません。

住民基本台帳に 記録されていることが 前提です。

選挙人名簿に登録されるには、年齢満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上同一市町村の住民基本台帳に記録されていることが必要です。

国外に住所がある日本国民も 在外選挙人名簿に登録されれば 国政選挙の投票ができます。

●在外選挙人名簿登録資格

年齢満18歳以上の日本国民で引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方

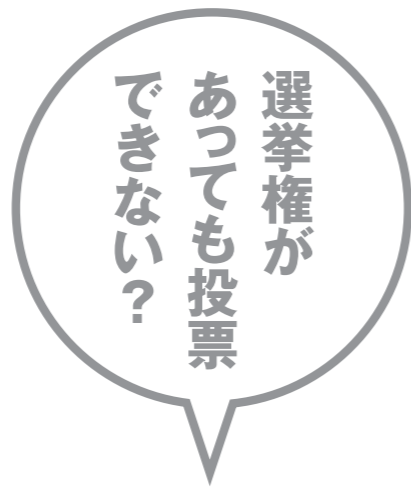
●在外選挙人名簿登録方法

[在外公館申請]

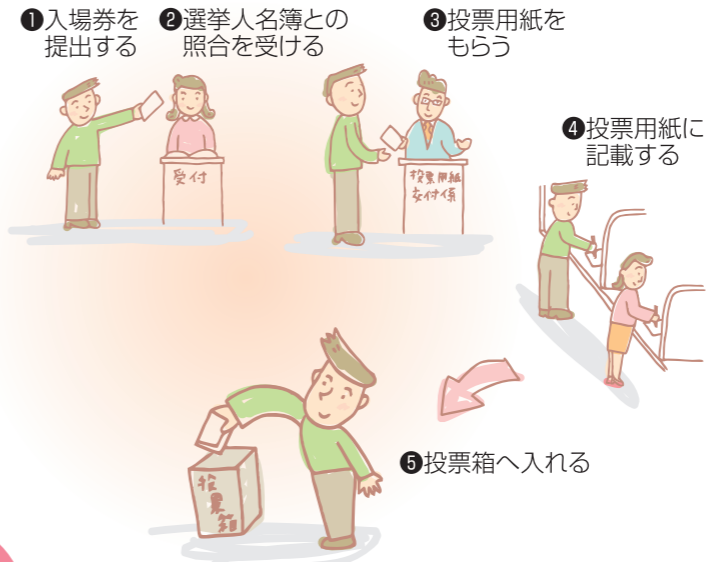
出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館に申請

[出国時申請]

出国前に国外への転出届を提出する場合に市区町村の窓口で申請



投票



開票

投票の有効、無効を決定し、得票数を計算します。



当選

選挙会を開いて、得票数の多い順に当選人を決定します。



投票のやり方は…?

- ① 投票所入場券を提出する。
- ② 選挙人名簿との照合を受ける。
- ③ 投票用紙をもらう。
- ④ 投票記載所で、投票用紙に記載する。
- ⑤ 投票箱へ入れる。

投票所入場券をなくして しまったけれど… でも、大丈夫!!

入場券は選挙人の確認を円滑に行うなどの理由で発行しているもので、それがなければ投票できないというものではありません。万一入場券を紛失したときは、市区町の選挙管理委員会へおたずねください。